松くい虫枯損木利活用事業仕様書

本事業は、設計図書、長野県林業土木工事共通仕様書（森林整備）、治山林道必携（治山工事標準仕様書）、上小森林認証協議会ＳＧＥＣ森林管理マニュアル等によるほか、この仕様書により施工してください。

施工計画書、現場管理、しゅん工書類等の提出書類については、県治山事業と同様とします。

１．事業名：令和８年度　森林病害虫被害枯損木利活用事業業務委託

２．事業箇所：上田市上丸子 2150 番地 2　ほか　2.40ha

３．積算条件表：別紙参照

４．施業期間：入札公告参照

５．伐採に関しての仕様

(1) 伐倒の際は地際から行うとともに、残存木を損傷しないよう伐倒方向に留意し、必要に応じて当て木等の措置を講ずることとしてください。なお、搬出箇所では発注者が指示した長さに玉切りを行ってください。

(2) 伐採の基準は以下のとおりとしてください。

・皆伐（アカマツ）

・天然更新に有用な広葉樹は伐採せずに残してください。

(3) 利用率は数量計算集計表・条件一覧表のとおりとします。玉切りの長さについては発注者の指示により行ってください。なお、利用率は木材の状態・市況等により変更となる場合があります。

(4) 林内の倒木で、バイオマス材として利用可能なものは搬出の対象とします。（大型トラック 45 台分（約 486㎥）を想定。）

(5) 材の運搬は東御市羽毛山にあるバイオマス発電施設及び発注者の指定した箇所に搬出することとし、トラック運搬の際は過積載のないよう十分注意してください。なお、搬出木材量の増減については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとします。また、材の売上は市へ直接納付されるので、運材担当者等に対し徹底してください。

(6) 作業道の開設等は長野県林務部作成の「長野県森林作業道作設マニュアル」及び「長野県保安林関係事務取扱要綱」を参考に行ってください。また、着手前に開設予定

作業道を記載した図面を提出し、開設後は延長の測量を行ってください。なお、作業道延長の増減については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとします。

(7) 搬出にあたっては林道・施設等に損傷を与えないよう注意し必要に応じて措置を講ずることとしてください。なお、搬出等の際に道路の通行規制を行う場合、受注者が道路管理者に対し許可申請を行い、使用した道路等の破損、土砂流出等については、受注者の責任において現状復旧、清掃等を行ってください。また、林道及び法面等についても同様とし、落石、土砂撤去、補修及び除雪等は受注者が行ってください。

６．測量に関しての仕様

事業実施後、事業計画書の測量図と施工範囲が異なった場合、再度、測量を行い、測量図を提出してください。

７．安全の確保

(1) 事業の実施にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法並びにこれらに基づく法令、規則、通達及びチェーンソーによる振動障害防止措置に関する通達を遵守するとともに、作業従事者等が労働災害補償保険等に加入していることを確認してください。

(2) 現場代理人（専門技術者）は現場に常駐し、運営、取締りを行うとともに、発注者との連絡に支障をきたさないようにしてください。

(3) 受注者が下請契約を締結した場合、契約金額、内容にかかわらず下請人通知を提出してください。なお、この通知の提出により一括下請を認めるものではありません。

８．提出書類

(1) 作業計画書・工程表・着手届・現場代理人及び主任技術者届

(2) 作業記録

(3) 搬出材積集計表等（出荷明細書含む）

(4) 測量野帳（総面積、作業道延長がわかるもの）

(5) 実施状況写真（長野県林務部作成森林整備業務写真管理基準に準ずる）

施業前後の全景、設計書記載の施業内容（伐倒、搬出、運搬及び測量、プロット調査等）

(6) その他、発注者が必要と認める資料等

９．その他注意事項

(1) 受注者は、契約において定める受託料を、この事業以外に使用できません。また、

受託事業に係る経費について、帳簿、証拠書類を備え、収支を明らかにしておくとともに、発注者の求めに応じ提示してください。

(2) 受注者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、遅滞なくその状況を発注者に報告してください。

(3) 通行人、通行車両等に対する安全管理、注意喚起について万全を期してください。

(4) 受注者は、事業実施にあたり、既設構造物等に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じてください。既設構造物等に損傷を与えるか、やむを得ず一時除去する必要等が生じた場合は、発注者に報告のうえ、既設構造物等の管理者の承諾を受けて適切な措置を講じてください。

(5) 受注者は、事業実施により発生したごみ等を林内に放置せず持ち帰るとともに、火災予防に万全な措置をしてください。

(6) 受注者は、契約にあたり業務完了保証人を選定してください。

(7) この仕様書及び契約書に記載されていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとします。

(8) 本業務は、週休 2 日業務（発注者指定方式）の対象業務です。

(9) 週単位の週休２日となるよう現場閉所日を設定し、作業計画書に記載してください。ただし、現場条件や施工時期等の制約が厳しく、現場閉所日の設定が困難な場合は、事前に監督員と週休２日の実施方法及びその確認方法について協議し、作業計画書を作成することとします。

(10) 作業計画書に従い、現場閉所等を実施してください。

(11) 作業計画書に記載した現場閉所等を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得てください。

(12) 掲示板を作成し、週休 2 日を実施する作業である旨を公衆の見やすい場所に明示してください。

(13) 週休２日の取組実績に応じて補正分が変更されるので注意してください。

(14) 週休２日工事の実施に当たっては、「上田市週休２日工事実施要領」に基づき行ってください。

(15) 週休 2 日の対象外とする作業と期間は、次のとおりです。

作業	期間	備考
年末年始	6 日間	
準備・片付け	作業期間	